岩手県収用委員会告示第8号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者及び関係人の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成29年4月25日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

- 1 通知すべき書面 一般国道45号改築工事(三陸北縦貫道路・岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢地内から同村菅窪地内まで、同村 沼袋地内から同郡普代村第11地割字柏木平地内まで、同村第16地割字天拝坂地内から同県九戸郡野田村大字玉川第2地割字日影 山地内まで及び同村大字玉川第5地割字上代川地内から久慈市新井田第4地割地内まで)及びこれに伴う附帯工事並びに市道、 村道及び二級河川付替工事に伴う収用事件に係る審理開始通知書
- 2 通知を受けるべき土地所有者及び関係人の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏 名			
青森県八戸市大字糠塚字南長市11番地9	小嶋 かつえ			

3 収用し、又は使用しようとする土地等の表示

下閉伊郡普代村第22	、1番2、2 番2、3番1 、8番1、8	、1番2は山林、2番2は山林、3番1は山林、8番1は山林、8番1は山林、8番3は山林、8	土地登記簿の地 積 不明。ただし、 1番2は15,471 ㎡、2番2は 1,619㎡、3番1 は12,029㎡、8 番1は31,679㎡ 、8番3は7,213㎡、9番1は 33,887㎡		収用しよう とする土地 の面積 303.41㎡ 115.81㎡ 2,619.33㎡	とする土地 の面積 3,390.52㎡ 45.79㎡	実地の状況山林	備 考 別図1に①、② 及び③として赤 色で、⑦として 黄色で、⑧及び ⑨として緑色で 表示する部分
			不明。ただし、		46. 52 m²	19. 79 m²	河川	別図2に④とし
	、1番3又は	、1番3は山	1番3は2,072㎡	定につき				て赤色で、⑩と
	8番3	林、8番3は	、8番3は7,213	不明				して緑色で表示
		山林	m²					する部分
岩手県	不明。ただし	不明。ただし	不明。ただし、	筆界未確	77. 43 m²	6. 52 m²	山林	別図3に⑤とし
下閉伊	、112番又は	、112番は山林	112番は35,087㎡	定につき		88. 50 m²		て赤色で、⑪及
郡普代	113番 1	、113番1は山	、 113 番 1 は	不明				び⑪として緑色
村第21		林	27, 110 m²					で表示する部分
地割字	不明。ただし	不明。ただし	不明。ただし、	筆界未確	2, 883. 46 m ²	4. 63 m²	山林	別図4に⑥とし
堀内	、88番、88番	、88番は山林	88番は152㎡、88	定につき		21. 87 m²		て赤色で、⑬、
	1、88番2、	、88番1は山	番 1 は 28,509 ㎡	不明		58. 22 m²		4, 15, 16, 17
	112番、115番	林、88番2は	、88番2は			60. 41 m²		、⑱及び⑲とし
	1、115番2	原野、112番は	10,500 m²、112番			9. 70 m²		て緑色で、20と
	、116番1、	山林、115番1	は35,087㎡、115			4. 60 m²		して黄色で表示

,				, 	ı	i	ı ı
18番、119番	は山林、115番	番 1 は 26,773 m ²			4. 30 m²		する部分
120番、140	2は山林、116	、115番2は			10, 489. 73		
番2、141番	番1は山林、	1,388 m²、116番			m²		
3、145番1	118番は山林、	1 は67,606 m ² 、					
145番2又	119番は山林、	118番は5,586㎡					
は145番1地	120番は山林、	、119番は9,239					
ŧ	140番2は原野	m ² 、 120 番 は					
	、141番3は原	17,084㎡、140番					
	野、145番1は	2 1					
	山林、145番2	番3は595㎡、					
	は原野、145番	145番1は4,504					
	1地先はなし	m ² 、145番2は					
		3, 180 ㎡、145番					
		1地先はなし					
下明。ただし	不明。ただし	不明。ただし、	筆界未確	なし	7, 538. 23 m²	山林、	別図5に②、②
1番、7番	、1番は山林	1番は154,958㎡	定につき		92. 66 m²	原野、	、3、4及び3
1、150番1	、7番1は山	、 7 番 1 は	不明		198. 98 m²	雑種地	として黄色で表
164番、165	林、150番1は	81,163㎡、150番			53. 85 m²	、公衆	示する部分
番、166番又	原野、164番は	1 は 1,776 ㎡、			10, 193. 06	用道路	
は1番地先	山林、165番は	164番は20,456㎡			m^2	、水路	
	山林、166番は	、165番は8,016					
	山林、1番地	m ² 、166番は					
	先はなし	81,068 m²、 1 番					
		地先はなし					
	120番、140 香 2 、141番 3 、145番 1 145番 2 地 は145番 1 地 た 7 番 1 164番 165 香 、166番 又 は1番地先	120番、140 含 2、141番 番 1 は山林、 145番 1 地 145番 1 地 140番 2 は原野、 141番 3 は原野、145番 1 は山林、145番 2 は原野、145番 1 は山林、145番 2 は原野、145番 1 地先はなし 不明。ただし 不明。ただし 不明。ただし 本、150番 1 は一株、150番 1 は「原野、164番、165番」、164番、165番は山林、166番は山林、166番は山林、166番は山林、166番は山林、166番は山林、166番は山林、166番は山林、1番地	145番2又 119番は山林、 118番は5,586㎡ は145番1地 120番は山林、 119番は9,239 140番2は原野 ㎡ 、 120番は 八 141番3は原 17,084㎡、140番野、145番1は 山林、145番2 は 3,180㎡、145番1 は4,504 1地先はなし ㎡、145番2は 3,180㎡、145番 1地先はなし 不明。ただし、1番、7番 1 は 164番、165 本、150番1 、 7番1は山 、 7番1は山 164番、165番は 165番は 165番は 165番は 166番は 上地木、166番は 上地木、166番は 166番は 166	120番、140 2 は山林、116 、 115 番 2 は 1,388 ㎡、116番 3、145番 1 118番は山林、 1は67,606 ㎡、 145番 2 又 119番は山林、 118番は5,586 ㎡ は145番 1 地 120番は山林、 119番は9,239 ㎡、 120番は	120番、140 2 は山林、116 3 115 番 2 は 番 1 は山林、1,388 ㎡、116番 3、145番 1 118番は山林、118番は5,586 ㎡ 3、145番 1 地 120番は山林、118番は5,586 ㎡ 3、145番 1 地 120番は山林、119番は9,239 ㎡、120番は、141番3は原野、145番 1 は 2 は876 ㎡、141山林、145番 2 番 3 は595 ㎡、は原野、145番 1 は 4,504 1地先はなし ㎡、145番 2 は 3,180 ㎡、145番 1 地先はなし ポ、145番 2 は 3,180 ㎡、145番 1 地先はなし 1番、7番 1 地先はなし 不明。ただし、1番、7番 、1番は山林 1番は154,958 ㎡ 定につき 不明 164番、165 番 は 1 は 1,776 ㎡、は1番地先 山林、165番は 1 は 1,776 ㎡、は1番地先 山林、165番は 165番は8,016山林、166番は 先はなし 81,068 ㎡、1番	120番、140 2 は山林、116 、 115番 2 は	120番、140 2 は山林、116 、 115番 2 は 1,388㎡、116番 3、145番 1 118番は山林、 1 は67,606㎡、 118番は山林、 1 は67,606㎡、 118番は山林、 119番は山林、 119番は山林、 119番は山林、 119番はり、239 140番 2 は原野 ㎡、 120番 は 1,41番 3 は原野、145番 1 は 2 は876㎡、141山林、145番 2 は 3,180㎡、145番 2 は 3,180㎡、145番 1 は 4,504 1 地先はなし ㎡、145番 2 は 3,180㎡、145番 1 は 4,504 1 地先はなし ㎡、145番 2 は 3,180㎡、145番 1 は 4,504 1 地先はなし 不明。ただし 不明。ただし、 1番、7番 1 は山林 1番は154,958㎡ 定につき、 1番は山林 1番は154,958㎡ 定につき、 150番 1 、 7番 1 は山 、 7番 1 は 不明 198.98㎡ 雑種地 164番、165 林、150番 1 は 1,776㎡、 10,193.06 用道路 1 は 1番地先 山林、165番は 164番は20,456㎡ 山林、165番は 8,066 山林、1番地 166番は 大はなし 81,068㎡、1番 1番は 14

⁴ 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局において縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成29年5月8日をもって通知があったものとみなされます。